

# 国会議連 チア・にっぽんからの提出資料

## (4月11日総会用)

### 神様の恵みと力あふれる法的環境整備 —国会・文科省等との最前線より

ホームスクーリング等、多様な教育を進める大きな助けとなっている「教育機会確保法」。

「多様な教育を創る」超党派国会議員連盟は、同法の成立母体であり、今は、その改正を含め、さらなる環境整備を目指して力を注いでくださっています。

総会では、現場からの声として、チア・にっぽんからも、提案・意見を求められます。

今回は、4月11日に開催された総会で、実際に全参加者に配布した資料を掲載し、皆さんに、神様の恵みと力あふれる国会・文科省の様子を、さらに実感していただければと祈りつつ、レポートさせていただきますね。

#### <資料目次>

- ① 埼玉・A市教委  
「ホームスクーリングを  
不登校理由の選択肢へ！」(P12参照)
- ② 「浮島智子議員」インタビュー(別冊)
- ③ 「いじめ・パワハラ対策への  
2つの提言」
- ④ 「文科省が教育機会確保法の  
パンフレット作成！」
- ⑤ 「チアからの提案」



## 資料3 多様な教育・ホームスクーリングの 法的環境整備進む！

### —いじめ/パワハラ問題への2つの提言— (チア・にっぽんホームページブログ[www.cheajapan.com](http://www.cheajapan.com)より)

衆議院国会議員会館で「超党派多様な学びを創る議員連盟」の総会が11月14日に行われ、文科省が今年度、力を入れている「いじめ・不登校緊急対策パッケージ」について、チア・にっぽんや現場に携わる支援団体らに意見が求められました。

## 【要約】

特にいじめに関しては、実際にチアに寄せられているケースを事例として話し、2つの提案をしました。

### ■第1 「いじめ」の定義の啓発・周知徹底

第一の提案は、法律に基づく、「いじめ」の定義の啓発・周知の徹底です。法律（「いじめ防止対策推進法第二条」の定義）には、「本人が苦痛を感じたら、いじめである」と定められています。今も、「遊びのつもりだった」等の加害者の論理や、「けんか両成敗」、「証拠がない」等、いじめ・パワハラを曖昧にして、被害者を惑わし、論点をずらす手法が横行しています。法律を啓発・周知し「被害者を守る」必要があります。

多くの悲劇と検証を経た中で、同法では「いじめられた子どもが、苦痛を感じたら、すなわち、『いじめと認定する』」との定義が、法律の文言に記されました。2条に以下のように定められています。

「いじめ」とは、「当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」  
(いじめ防止対策推進法2条)

しかし、この定義の周知や認識が不十分なため、30年前と同様に、「いじめかどうか」は不明とされ、「加害者への追及」は緩み、防止や追及が不十分なまま深刻化していくケースが多いです。チアに寄せられているケースも同様です（大学進学、就職後での事例を含む）。

学校の教師・一般の職場等も含め、「いじめの定義につ

いての認識が、いじめ防止対策推進法に基づいておらず、いまだに『自分はいじめたつもりはなかった』とか『証拠がない』『いじめられた側にも瑕疵(かし)がある』とか、喧嘩両成敗に基づき、いじめではないとの認識にもっていこう、事を大きくしないで、なかったことにしていこうという傾向があります。教職員やスポーツチームの監督・コーチ、また社会人の上司らの対応によって、いじめられた子どもの心がさらに破壊される深刻なケースもあり、二次被害を受けている子どもも多数いる」というポイントから、同法2条の「いじめの定義」について、一層の啓発・周知の徹底を提案しました。

### ■第2 いじめは犯罪・厳罰導入

2つ目の提案として「いじめは犯罪であるとの意識のなさ。厳罰の導入の必要性」などを、訴えました。中学校で「いじめセミナー」が開催された翌日に、5人の子どもたちに囲まれたいじめ案件等も、チアに寄せられました。加害者に、犯罪であることの意識、また厳罰等があることの認識が薄い状況を思います。

文科省初等中等局児童生徒課の伊藤史恵課長は、



「多様な教育・いじめ問題」をめぐる議連総会でチア・につぼんからの提言を発表する筆者

総会の総評として、チア・にっぽんが提案した解決策の一つに心を留め、「ご指摘のあった、いじめ対策防止推進法に基づく『いじめの定義』について周知の徹底について等、検討します」と、総会の出席議員らを前に、具体的な取り組みの約束をしてくださり、感謝でした。

いじめ・パワハラ問題は、社会に出たホームスクーラーたちも含め、日本の多くの子どもたち、大人たちが直面している問題です。チア・にっぽんへの相談も増えています。

ホームスクーラーたちは、親が愛情と時間を費やしていく中で、比較的守られているケースが多いですが、進学・就職と進んだ後でのいじめ・パワハラの報告・相談も増えており、今は大丈夫でも、将来に向けて、聖書的に備えていく必要があります。

社会全体で深く病んでいるこの問題に光を当てていくことは、微力ながらも、世の光、地の塩としての必要な取り組みになっていくのでは、と思

わされてもいます。2025年11月には、「いじめ・パワハラ社会の中で、ホームスクーラーが輝き、人々をサポートしていくために」とのテーマでチア・コンベンションを開催予定です。お祈りいただければ幸いです。

「多様な学びを創る超党派議連総会」で配布した資料

☆チア・にっぽんからのアップデートと本日の総会議題への提案等

☆いじめの定義 「弁護士グループ「授業」続け10年」朝日新聞2023年10月22日

☆「いじめ重大事態早期対応なお課題」朝日新聞2023年11月5日

ほか



議連総会で答弁する文科省初等中等局 伊藤史恵課長（当時）